

令和6年

第1回猪苗代町農業委員会定例総会会議録

令和6年1月22日開催

猪苗代町農業委員会

令和6年第1回猪苗代町農業委員会定例総会会議録

1. 日 時 令和6年1月22日（月） 午後4時45分

2. 場 所 猪苗代町農村環境改善センター 3階 農事研修室

3. 出席者

農業委員

1番 渡部 誠	2番 小檜山 浩子	3番 大月 喜裕
4番 高橋 二三雄	5番 鈴木 範政	6番 鈴木 正晃
7番 遠藤 正浩	8番 丸山 之子	9番 二瓶 公司
10番 浦 大輔	11番 安達 壽人	12番 土屋 勇雄

農地利用最適化推進委員

13番 笹岡 正人	14番 氏田 泰昭	15番 関和 慎一
16番 岸本 恵里子	17番 古川 昭一	18番 相馬 裕幸
19番 鶴浦 正俊	20番 小檜山 正次	21番 桑原 富男
22番 神 庄也	24番 小檜山 慶一郎	

4. 事務局 局長 長谷川 勲 主幹 佐藤 すずい 主事 渡部 善和

(開議時間：午後4時45分)

○議長（土屋勇雄 会長）

それでは、ただ今から令和6年 第1回猪苗代町農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の定例総会の招集につきましては、1月4日告示し、同日付で、農業委員及び農地利用最適化推進委員に告知申し上げたところであります。

それでは、農業委員の出席状況を報告します。

在任委員数12名のうち、

出席委員12名、全員出席であります。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数以上の出席がありますので、本総会は成立いたしました。

次に、農地利用最適化推進委員の出席状況を報告します。

在任委員数12名のうち、

出席委員11名、欠席委員1名、うち届出欠席1名、

欠席委員は、23番 長谷川 武司 委員であります。

委員の皆様に申し上げます。

各議案の審議の際、調査員としての報告、または、補足説明を求められた場合は、挙手のうえ発言をお願いします。

また、調査員でない委員の方であっても、審議の際の発言は可能でありますので、その際は挙手をお願いします。

なお、推進委員の皆様には表決権がございませんので、採決には参加できません。あらかじめご了承ください。

次に、猪苗代町農業委員会総会 会議規則第18条により、議事録署名委員を、2名指名したいと思います。議長において、指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、

1番 渡部 誠 委員

7番 遠藤 正浩 委員の2名を指名いたします。

次に、審議の方法について、お諮りいたします。本日の提出議案については、議案ごとに一括して上程し、逐次審議することとし、採決は挙手による方法といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

本日の提出議案は、

報告第1号 農地法第18条の規定による通知について（合意解約）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

以上、4件であります。

○議長（土屋勇雄 会長）

それでは始めに、報告第1号「農地法第18条の規定による通知について（合意解約）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局（佐藤 主幹）

報告第1号「農地法第18条の規定による通知（合意解約）」について、説明します。

この報告は、農地の貸借契約を解約した旨、貸借契約の当事者から通知がありましたので報告するものであります。

2頁をご覧ください。

今回の合意解約は、全件が耕作者変更案件でありますので、貸し手及び借り手のみ読み上げさせていただきます。解約地積・貸借期間及び合意解約日等につきましては、議案書にてご確認願います。

No.1の貸付人は福島県農業振興公社、借受人は〇〇の〇〇 〇〇、
No.2の貸付人は〇〇の〇〇 〇〇、借受人は〇〇の〇〇 〇〇、
No.3の貸付人は福島県農業振興公社、借受人は〇〇の〇〇 〇〇、
No.4の貸付人は〇〇の〇〇 〇〇、借受人は〇〇の〇〇 〇〇、
No.5の貸付人は〇〇の〇〇 〇〇、借受人は〇〇の〇〇 〇〇、
No.6の貸付人は〇〇の〇〇 〇〇、借受人は〇〇の〇〇 〇〇、
No.7の貸付人は福島県農業振興公社、借受人は〇〇の〇〇 〇〇、
No.8の貸付人は福島県農業振興公社、借受人は〇〇の〇〇 〇〇、
次に、No.9からNo.13は同じ借受人の案件であります。

No.9の貸付人は〇〇の〇〇 〇〇、No.10は〇〇の〇〇 〇〇、No.11は〇〇の〇〇 〇〇
No.12は〇〇の〇〇 〇〇、No.13は〇〇の〇〇 〇〇で、いずれも借受人は〇〇の〇〇
〇〇であり、解約理由は、相対での利用権設定より福島県農業振興公社を介した貸借に変更する
ためであります。

以上であります。

○議長（土屋勇雄 会長）

事務局の説明が終わりましたが、この案件につきましては報告案件でありますので、審議の対象ではありませんが、質問があればお受けいたします。

質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので報告を終結します。

○議長（土屋勇雄 会長）

それでは次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局（佐藤 主幹）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請（所有権移転）」について説明いたします。
この議案は、農業委員会の許可の適否を決定したいので審議をお願いするものであります。

8頁をご覧ください。

No.1の譲渡人は 〇〇の〇〇 〇〇、譲受人は、〇〇の〇〇 〇〇で、大字〇〇字〇〇
4497番1 外25筆 田 18,357㎡と畑 7,761㎡の全筆を50,000円で、売買する

ものであります。

譲受人の経営状況等は、議案書記載のとおりであります。

なお、この案件につきましては、申請書としての形式的要件を備えておりますので、事務局として受理し、担当地区の推進委員の方に調査書に基づく調査をお願いし提案しております。以上であります。

○議長（土屋勇雄 会長）

事務局の説明が終わりましたので、No.1の調査員であります21番 桑原 富男 推進委員に報告を求めます。

○21番（桑原富男 推進委員）

議案第1号のNo.1について、令和6年1月11日、申請人〇〇 〇〇氏の自宅を訪問し、調査書に基づく調査を実施したので報告します。

本申請の譲渡人〇〇 〇〇氏は、平成21年3月に本申請農地を相続により取得しましたが、町外在住のため、生前に所有農地を処分したいとの意向で、所有農地の田を賃貸借で耕作している〇〇 〇〇氏の息子である〇〇氏へ売買により所有権移転する運びとなったものであります。なお、譲受人の父〇〇 〇〇氏は認定農業者であり、〇〇氏も同一経営体の構成員として農業に従事しております。

申請に対する調査の結果としましては、譲受人は、農作業に常時従事することができるとともに、機械の保有状況や周辺地域との調和要件等、許可の要件を満たしていると思われまので、報告します。

○議長（土屋勇雄 会長）

8番 丸山 之子 農業委員に申し上げます。
調査報告に補足があればお願いします。

○8番（丸山之子 農業委員）

私からは、特に補足することはありません。

○議長（土屋勇雄 会長）

調査報告が終わりましたので、No.1の審議を行います。
調査結果は、許可の要件を満たしているとのことであります。

意見、討論、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、採決を行います。

議案第1号のNo.1について、申請のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号のNo.1は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（土屋勇雄 会長）

それでは次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（佐藤 主幹）

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

この議案は、猪苗代町長から農業委員会の決定を求められたので審議をお願いするものがあります。

10頁をご覧ください。

個人間の相対による利用権設定であります。

なお、今回も件数が多いため、貸り手及び借し手、筆数、面積のみ読み上げさせていただきますので、契約期間及び10a当たり賃借料等につきましては、議案書にてご確認願います。

No.1は、〇〇の〇〇 〇〇が、〇〇の〇〇 〇〇に 田 1筆 833 m²を

No.2は、〇〇の〇〇 〇〇が、〇〇の〇〇 〇〇に 田 5筆 7,479 m²を

No.3は、〇〇の〇〇 〇〇が、〇〇の〇〇 〇〇に 田 5筆 5,266 m²と 畑 4筆
2,405 m²を

No.4は、〇〇の〇〇 〇〇が、〇〇の〇〇 〇〇に 田 1筆 2,850 m²を

No.5は、〇〇の〇〇 〇〇 法定相続人 〇〇 〇〇 外2名 が、〇〇の〇〇 〇〇に
田 5筆 2,801 m²を

No.6は、〇〇の〇〇 〇〇 外4名が、〇〇の〇〇 〇〇に 田 2筆 1,828 m²を

No.7は、〇〇の〇〇 〇〇が、〇〇の〇〇 〇〇に 田 1筆 1,084 m²を

No.8は、〇〇の〇〇 〇〇 法定相続人 〇〇 〇〇 外2名が、〇〇の〇〇 〇〇に
田 1筆 399 m²を

No.9は、〇〇の〇〇 〇〇が、〇〇の〇〇 〇〇に 田 1筆 3,113 m²を

No.10は、〇〇の〇〇 〇〇が、〇〇の〇〇 〇〇に 田 3筆 8,934 m²を

No.11は、〇〇の〇〇 〇〇が、〇〇の〇〇 〇〇に 田 1筆 3,462 m²を

No.12は、〇〇の〇〇 〇〇が、〇〇の〇〇 〇〇に 田 5筆 14,607 m²を

No.13は、〇〇の〇〇 〇〇が、〇〇の有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇に
田 3筆 4,502 m²を

No.14は、〇〇の〇〇 〇〇が、〇〇の株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇に
田 9筆 15,120 m²を

No.15は、〇〇 〇〇が、〇〇の株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇に 田
4筆 5,285 m²を

No.1 6は、〇〇の〇〇 〇〇が、〇〇の〇〇 〇〇に 田 2筆 4,410 m²を
No.1 7は、〇〇の〇〇 〇〇が、〇〇の〇〇 〇〇に 田 11筆 12,619 m²を、
それぞれ貸し付けるものであります。

次に16頁をご覧ください。

農地中間管理事業の公社借入れ分であります。

なお、本件も件数が多いため、貸手及び借手、筆数、面積のみ読み上げさせていただきますので、
契約期間及び10a 当たり賃借料等につきましては、議案書にてご確認願います。

No.1は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 2筆 4,234 m²を 〇〇の〇〇 〇〇と〇〇 〇〇に
No.2は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 2筆 4,504 m²を 〇〇の〇〇 〇〇に
No.3は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 1筆 1,834 m²を 〇〇の〇〇 〇〇に
No.4は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 1筆 3,993 m²を 〇〇の〇〇 〇〇に
No.5は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 2筆 6,482 m²を 〇〇の〇〇 〇〇に
No.6は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 2筆 2,995 m²を 〇〇の〇〇 〇〇に
No.7は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 1筆 1,048 m²を 〇〇の株式会社 〇〇〇〇 代表取
締役 〇〇 〇〇に
No.8は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 1筆 524 m²を 〇〇の株式会社 〇〇〇〇 代表取締
役 〇〇 〇〇に
No.9は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 1筆 2,437 m²を 〇〇の農事組合法人 〇〇〇〇
代表理事 〇〇 〇〇に
No.10は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 4筆 11,097 m²を 〇〇の〇〇 〇〇に
No.11は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 2筆 4,180 m²を 〇〇の〇〇 〇〇に
No.12は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 1筆 2,485 m²を 〇〇の〇〇 〇〇に
No.13は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 3筆 8,986 m²と 畑 1筆 3,338 m²を 〇〇の〇〇
〇〇に
No.14は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 18筆 31,950 m²と 畑 1筆 1,003 m²を 〇〇の
〇〇 〇〇に

それぞれ、公社が借受け、借受者に貸し付けるものであります。

次に、21頁から25頁は、これと同じ内容の機構貸付分であり、議案書記載のとおりであります。

この案件につきましては、申請者の申請に基づき、町が作成した「農用地利用集積計画書」について、
利用権設定案件については、担当地区の推進委員の方に調査票に基づく調査をお願いし、
提案しております。

以上であります。

○議長（土屋勇雄 会長）

事務局の説明が終わりましたので審議を行います。

意見、討論、質疑ございませんか。

○4番（高橋 二三雄 委員）

本件議案の表紙に、旧農業経営基盤強化促進法と記載されておりますが、この「旧」とはどういうことなのかについて、お尋ねします。

○事務局（渡部 主事）

ただ今のご質問は、9頁の議案の下の説明に、旧農業経営基盤強化促進法と記載されている内容についてのお尋ねであります。

この農業経営基盤強化促進法につきましては、令和4年4月に一部法改正がございまして、農地利用集積計画の公告の仕方が若干変わりました。

何が変わったかと申しますと、地域計画の策定が法定化され、農地の貸借については、基本的にこの法定化された地域計画に則って、貸し付け・借り受けの契約を行う事になりました。

ただ、この地域計画を策定して公告については、2年間の猶予期間が設けられており、完全に公告が完了するまでの間（令和7年3月まで）は、従来行われていた集積計画の契約方法を継続できるというものであり、今回の議案に上がっております賃貸借契約につきましては、従来の猶予期間が残った状態の契約となりますので、農業経営基盤強化促進法の前に「旧」と表示させていただいております。

併せて周知させていただきますが、来年度以降「地域計画」が策定された集落において、その地域計画通りの農地の貸借が行われた場合は、この「旧」が外れて、通常のアgriculture経営基盤強化促進法による貸借契約となりますので、よろしく願いいたします。

○4番（高橋 二三雄 委員）

はい、了解いたしました。

○議長（土屋勇雄 会長）

その他、意見、討論、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり決するに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

○議長（土屋勇雄 会長）

それでは次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局（佐藤 主幹）

議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見について」説明いたします。

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、猪苗代町長から農業委員会の意見を求められたので審議をお願いするものであります。

27頁をご覧ください。

農地中間管理事業の公社貸付（再転貸分）であります。

No.1は、〇〇の〇〇 〇〇に 田 3筆 25,905 m²を 10 a 当たり 15,000 円で

No.2は、〇〇の〇〇 〇〇に 田 2筆 885 m²を 10 a 当たり 10,000 円で

No.3は、〇〇の農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇 〇〇に 田 5筆 8,219 m²を 10 a 当たり 8,500 円で、それぞれ公社が貸し付けるものであります。

以上であります。

○議長（土屋勇雄 会長）

事務局の説明が終わりましたので審議を行いますが、議案第3号のNo.1は、〇〇 〇〇の案件であり、議事参与の制限に該当しますので、それらを除いた案件を先に審議したいと思います。

意見、討論、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、採決を行います。

議案第3号のNo.1以外の案件について、「異議ない」旨回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号のNo.1以外の案件については、「異議ない」旨回答することに決定されました。

○議長（土屋勇雄 会長）

次に、議案第3号のNo.1を審議いたします。

この案件につきましては、〇〇 〇〇の案件であり、議事参与の制限に該当しますので、議長を11番 安達 壽人 農業委員会会長職務代理者をお願いし、私は退席いたします。

（〇〇〇〇 農業委員〇〇 退席）

○議長（安達壽人 会長職務代理者）

それでは、議案第3号のNo.1については、〇〇 〇〇 農業委員〇〇の案件でございますので、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第3号のNo.1の審議を行います。

意見、討論、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、採決を行います。

議案第3号のNo.1について、「異議ない」旨回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号のNo.1については、「異議ない」旨回答することに決定しました。

〇〇 〇〇 農業委員〇〇の出席を求めます。

(〇〇〇〇 農業委員〇〇 出席)

○議長 (安達壽人 会長職務代理者)

〇〇 〇〇 農業委員〇〇に報告します。

議案第3号のNo.1については、「異議ない」旨回答することに決定しました。

それでは、該当案件が終わりましたので、議長を〇〇 〇〇 農業委員〇〇にお願いいたします。

○議長 (土屋勇雄 会長)

以上で、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ありがとうございました。

○議長 (土屋勇雄 会長)

それでは、これをもちまして、令和6年 第1回猪苗代町農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(閉会時間：午後5時15分)

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するため議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和 6年 1月22日

議 長 (会 長)

署 名 人

署 名 人